

社会福祉法人太田福祉記念会
特別養護老人ホームあたまみホーム重要事項説明書
(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設)

〈平成29年4月1日現在〉

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 024-984-2766 (午前8時30分～午後5時00分)
※ただし、土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12月31日～1月3日)は除く。

担当者 副主任生活相談員 有馬明美

2. 特別養護老人ホームあたまみホームの概要

(1) 提供するサービスの種類

施設の名 称	社会福祉法人太田福祉記念会 特別養護老人ホームあたまみホーム
所 在 地	福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢1番地30
介護保険事業所番号	0790300347(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設)

(2) 当施設の職員体制

()内は男性再掲

	資 格	常 勤	非常勤	計	職務内容
管理者	社会福祉施設長 社会福祉主事	1名 (1)		1名 (1)	職員の管理、業務状況の把握及びその他の管理を行います。
事務職員		1名 (1)		1名 (1)	庶務、経理の事務を行います。
生活相談員	介護福祉士 社会福祉主事 (1人は玉川ホームの 生活相談員及び介護 支援専門員を兼務)	2名 (2)		3名 (2)	利用者及び家族等との相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行います。
	社会福祉主事 介護支援専門員	1名			
介護・看護職員	看護師	2名		10名 (1)	利用者の保健衛生並びに看護業務を行います。 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
	准看護師	2名			
	介護福祉士	5名			
	介護職員初任者研修	1名 (1)			
機能訓練指導員	按摩マッサージ 指圧師	2名 (2)		2名 (2)	利用者の日常生活を営むために必要な機能改善及びその減退を防止するための機能訓練を行います。
栄養士	管理栄養士	1名		2名	食事の献立作成、栄養計算及び栄養指導を行います。
	栄養士 (調理員を兼務)	1名			
調理員	栄養士 (栄養士を兼務)	1名		5名	調理業務を行います。
	調理師	2名			
	管理栄養士 調理師	1名			
	その他		1名		

	資格	常勤	非常勤	計	職務内容
施設員等	1級ボイラー技士 乙種4類危険物取扱者	1名 (1)		3名 (1)	施設内外の清掃及び諸設備の維持管理等を行います。
	その他		2名		
介護支援専門員	介護支援専門員	2名 (1)		2名 (1)	地域密着型施設サービス計画を作成します。
医師	医師免許		1名 (1)	1名 (1)	健康管理及び療養上の指導を行います。

※介護職員はユニット型地域密着型介護老人福祉施設に必要な職員数です。

※介護職員以外は介護老人福祉施設・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に必要な職員数です。

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制
医師	月・金曜日 午前10時00分～正午
介護職員	標準的な時間帯別の最低配置人員
	午前7時00分～午前9時30分 1名
	午前9時30分～午後6時00分 1名
	午後6時00分～午後7時00分 1名
看護職員	標準的な時間帯別の最低配置人員
	午前8時30分～午前9時30分 2名
	午前9時30分～午後5時00分 3名
	午後5時00分～午後6時00分 1名
機能訓練指導員	標準的な時間帯別の最低配置人員 午前8時30分～午後5時00分 1名

(3) 当施設の設備の概要

定員	6名	静養室	2室
居室	1人部屋 ユニット型個室：6室 (1室11.93～12.51㎡)	医務室	1室
		デイルーム	5室
		ホール(食堂)	1室
浴室	個浴と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室

3. サービス内容

①施設サービス計画の立案	次に定める事項を介護支援専門員に行わせませす。 (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、地域密着型介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型施設サービス計画を作成します。 (2) 必要に応じて地域密着型施設サービス計画を変更します。 (3) 地域密着型施設サービス計画の作成及び変更の際し、その内容を利用者及び家族等に説明します。
--------------	---

②食事	朝食 午前7時30分～午前8時30分 昼食 正午～午後1時00分 夕食 午後6時00分～午後7時00分 ※事業者は医師の処方による療養食にも対応可能です。また、栄養状態を適切に把握した栄養ケア計画を作成し、定期的に評価します。
③入浴	週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ特別浴又は清拭となる場合があります。
④介護	地域密着型施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。なお、事業者は、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。 *着替え・排泄・食事・入浴等の介助、体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添い等
⑤機能訓練	個別機能訓練計画に沿って、訓練室又は居室等で機能訓練を行います。
⑥生活相談	常勤の生活相談員又は介護支援専門員に、介護・看護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。
⑦健康管理	年間1回の健康診断を行います。又、協力病院の一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院の内科（毎週月・金曜日）、皮膚科（月1回）、精神科（月3回）、泌尿器科（月1回）の受診が可能です。
⑧利用者預り金等管理	預かり金等の管理サービス（1,000円/月）を申し込まれた場合、利用料、日常生活に係る諸費用の支払い代行並びに行政への各種申請や医療費助成制度の手続きを代行します。
⑨レクリエーション	新年会、敬老会、年忘れ会、交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。
⑩洗濯サービス	事業者が有する設備で洗濯可能な衣類は無料で行います。
⑪理美容サービス	毎週水曜日に理美容サービス（有料）をご利用いただけます。

4. 料 金

(1) 基本料金

① 利用料

(1日当たりの自己負担額) ※利用者負担の割合 料金上段=1割、料金下段=2割

	【ユニット型個室】 223～230号室
要介護1	625円 1,250円
要介護2	691円 1,382円
要介護3	762円 1,524円
要介護4	828円 1,656円
要介護5	894円 1,788円

② 加 算

算定要件を満たしている場合には、次の料金が加算されます。

(自己負担額) ※利用者負担の割合 料金上段=1割、料金下段=2割

サービス内容		料 金	算定要件
日常生活継続支援加算		1日 46円 92円	認知症等の方が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している。
看護体制加算 (I)		1日 12円 24円	常勤の看護師を配置している。
看護体制加算 (II)		1日 23円 46円	基準を上回る看護職員を配置している。
夜勤職員配置加算		1日 46円 92円	基準を上回る夜勤職員を配置している。
個別機能訓練加算		1日 12円 24円	機能訓練指導員等が機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている。
若年性認知症入所者受入加算		1日 120円 240円	若年性認知症の方に対し、本人の希望を踏まえた介護サービスを行っている。
精神科医療養指導加算		1日 5円 10円	認知症の方が一定割合以上入所しており、精神科医による定期的な療養指導を行っている。
外泊時費用		1日 246円 492円	利用者が外泊期間中において、居室が当該利用者のために確保されている。(1月6日以内)
初期加算		1日 30円 60円	入所(再入所)してから30日以内。
栄養マネジメント加算		1日 14円 28円	管理栄養士等が栄養ケア計画を作成し、適切なサービスを実施している。
経口移行加算		1日 28円 56円	経管により食事を摂取している方に対し、経口移行計画を作成し、特別な管理を行っている。(原則180日以内)
経口維持加算 (I)		1月 400円 800円	誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成し、特別な管理を行っている。(原則6月以内)
経口維持加算 (II)		1月 100円 200円	経口維持加算 (I) を算定しており、医師等を加えて質の高い経口維持計画を作成している。(原則6月以内)
療養食加算		1日 18円 36円	食事せんに基づいた療養食が提供されている。
看取り介護加算	死亡日3日前から29日前まで	1日 144円 288円	看取りに係る計画を作成し、家族の求め等に応じて看取り介護を行っている。
	死亡日前日及び前々日	1日 680円 1,360円	
	死亡日	1日 1,280円 2,560円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		1日 200円 400円	認知症の行動等のため在宅で生活が困難な方が、緊急に入所してから7日以内。

サービス内容	料 金		算定要件
サービス提供体制強化加算	1日	18円 36円	介護福祉士を一定割合以上配置している。(日常生活継続支援加算を算定している場合は算定しない。)
介護職員処遇改善加算	1月	①及び② の料金 の8.3%	質の高いサービスを安定的に提供するため、介護職員の賃金改善に係る計画を作成・実践し、経営の安定化を図っている。

③ 食 費 1日当たり 1,380円

④ 滞在費 1日当たり ユニット型個室 1,880円

⑤ 入所期間中の入院又は外泊した期間の取り扱い

入院後3ヶ月の間に退院可能となれば、当施設の利用について優先されます。ただし、入院後3ヶ月以上経過した場合はこの限りではありません。入院又は外泊期間中、外泊時費用が適用された場合は居住費もかかります(月6日を限度)。

(2) その他の料金

① 利用者預かり金等管理料

利用者の希望により、金銭・貴重品の管理サービスをご利用いただけます。

管理料 1月当たり 1,000円

○管理する金銭の形態：当施設の指定する金融機関に預けている預金
(指定金融機関は郡山信用金庫熱海支店とします。)

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関に届けた印鑑、有価証券、年金証書等

○保管管理者：管理者(園長)

○出納方法：手続きの概要は次のとおりです。

※預金の入出金が必要な場合、備え付けの申出書を保管管理者へ提出していただきます。

※保管管理者は上記申出書の内容に従い、預金の入出金を行います。

※保管管理者は入出金の都度、入出金記録簿を作成し、月毎にその写しを利用者又は家族等へ交付します。

※利用者預かり金等管理を申し込まれた利用者については、利用料、日常生活にかかる諸費用に関する支払い代行、行政への代行申請、医療費の助成制度の手続き代行等を行います。申し込みがない場合は、利用者又は家族等の方に上記の支払い、申請、手続等をしていただきます。

② 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、利用者が負担することが適当と認められるものはご持参いただくか、その費用をご負担いただきます。

項 目	内 容
洗 濯 料	当施設内で選択可能な衣類については無料です。クリーニングを必要とするものについては利用者負担となります。
衣 類	下着、パジャマ、普段着、タオル等についてはご持参いただくか、利用者負担となります。
日 用 品	歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品等、洗顔タオル、入浴時のバスタオル等のご持参いただくか、利用者負担となります。
嗜好品・趣味	利用者の趣味、嗜好品(菓子、お酒等)は利用者負担となります。
教養娯楽費	利用者の新聞、雑誌等は利用者負担となります。
通 信 費	利用者の電話代、郵送代は利用者負担となります。

(3) お支払方法

当月の料金を翌月15日までに請求をいたしますので、翌月25日までにお支払いください。お支払いいただきますと、事業者は領収証を発行いたします。お支払い方法は、現金・銀行口座振込又は銀行口座引落（利用者預かり金等管理を申し込まれた方のみ）の3通りの中からご契約の際に選べます。

- | |
|--|
| 1. 窓口での現金支払い |
| 2. 下記指定口座への振込（振込手数料については振込者の負担となります。）
金融機関 郡山信用金庫 熱海支店 普通預金0956165
名 義 社会福祉法人太田福祉記念会
特別養護老人ホームあたまホーム園長 山崎雅人 |
| 3. 銀行口座引落 お預かりしている通帳から、毎月25日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に引き落とされます。 |

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、当該月の費用を全額お支払いいただきます。お支払いいただきますと、事業者はサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口提出しますと自己負担額（保険料の負担割合分、居住費、食費）を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

5. 協力病院及び協力歯科医療機関

協力病院及び協力歯科医療機関の名称	一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院
所在地・電話番号	〒963-1383郡山市熱海町熱海5丁目240 TEL024-984-0088

6. 入退所の手続

(1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。申込後、入所の必要性が高い申込者からご利用できます。入所時に契約を締結し、施設サービスの提供を開始します。

※1. 入所順位は、入所に係る規程に基づき決定されます。

※2. 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員又は当施設の生活相談員にご相談ください。

(2) 退所手続

① 利用者の都合で退所される場合

7日間の予告期間をおいて文書でお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

※利用者が他の介護保険施設に入所した場合

※利用者が死亡した場合

※介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合（この場合該当区分の有効期限内に退所していただきます。）

③ その他

※利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、又は利用者が事業者やサービス従業者もしくは他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を終了させていただく場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

※利用者が入院後3ヶ月の間に退院可能となり、再度利用を希望される場合は優先されます。ただし、入院後3ヶ月以上経過した場合はこの限りではありません。

※やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了させていただきます場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

7. 利用に当たっての留意事項

(1) 面会

午前8時30分～午後8時00分を目安にお願いいたします。なお、玄関の自動ドアは午後7時00分～午前7時00分まで施錠されます。ご面会の方はお手数でも、備え付けのインターホンでご連絡ください。

(2) 外出・外泊

食事を準備する関係がありますので、前日までにご連絡ください。

(3) 飲酒

基本的には自己管理できる方は自由となっております。

※自己管理できない方は、お預かりさせていただき、利用者の希望により提供いたします。

(4) 敷地内禁煙

敷地内終日禁煙となっております。

(5) 所持品の持ち込みについて

所持品については保管場所が限られていますので、衣類・日用品等に限定させていただきます。又、可燃物、刃物、劇薬指定物等、利用者の共同生活の場として不適切なものについては一切の持ち込みをお断りいたします。

※ライター、果物ナイフ等については利用者の心身の状態により届け出にて許可する場合があります。

(6) 受診等について

当施設の協力病院である一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院への受診又は入退院の送迎については無料で行います。ただし、他の病院又は診療所等を希望される場合は、原則として身元引受人又はご家族等で送迎をお願いいたします。

(7) 看取り介護について

当施設では、利用者が囑託医師の診断により、医学的知見から回復の見込みがないと診断されたとき、最期を迎える場所や治療等について、利用者本人の意志並びに家族等の意向を最大限に尊重いたします。当施設の「看取りに関する指針」に基づき、看取り介護を希望された利用者や家族等に対して、最後まで継続的に支援をいたします。

(8) 施設設備の使用上の注意

① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に戻していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ 利用者に対する施設サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

④ 当施設の職員や他の利用者等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動を行なうことはできません。

8. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

要介護状態にある利用者に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、適切な施設サービスを提供し、利用者の心身機能の維持増進を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 提供する施設サービスは介護保険法並びに関係する厚生労働省令等の内容に沿ったものとします。
- ② 人権を尊重し、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭において、常に利用者の立場に立った施設サービスを提供します。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

9. 緊急時の対応方法

利用者の体調に変化等があった場合は、速やかに主治医の診断を受けるとともに、家族等に速やかに連絡いたします。

10. 事故発生時の対応方法

万が一利用者に事故等が発生した場合は、事故対応マニュアルに沿って必要な措置を講ずるほか、ご家族や市町村等に速やかに連絡いたします。

11. 損害賠償

施設サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償します。

12. 非常災害対策

- *災害時の対応・・・防災マニュアルに沿った避難を行う
- *防災設備・・・・・・・・スプリンクラー設備、屋内消火栓、防火扉、消火器
- *防災訓練・・・・・・・・避難訓練 年2回実施
- *防火管理者・・・・・・・・園長 山崎 雅人

13. サービス内容に関する苦情

(1) 当施設苦情受付担当者

苦情解決責任者	園	長	山崎 雅人
苦情受付担当者	副主任生活相談員	有馬 明美	
電話	話	024-984-2766	

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

※みんなの声（苦情箱）を玄関ロビーに設置しています。

(2) 苦情解決第三者委員

直接施設に申し出できない場合は、当法人苦情解決第三者委員へお申し出下さい。

苦情解決第三者委員	伊藤 清郷	電話024-922-2215
	齋藤 ちづ子	電話024-984-4281

(3) その他

上記以外に、市町村等の苦情・相談窓口等でも受け付けております。

(福祉サービスの苦情・相談について)

福島県社会福祉協議会内 福島県運営適正化委員会事務局 電話024-523-2943

(介護保険サービスの苦情について)

福島県国民健康保険団体連合会 電話024-528-0040

(介護保険全般に関するお問い合わせ)

郡山市保健福祉部介護保険課 電話0120-65-3736

1 4. その他運営に関する重要事項

(1) 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、各種資格取得を推奨しております。

(2) 利用者のニーズに適切に応えるため、サービスの自己評価を実施しています。

(3) この他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会・評議員会で定めます。

1 5. 当法人の概要

〈法人名称〉 社会福祉法人 太田福祉記念会

〈代表者名〉 理事長 太田 宏

〈法人所在地〉 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢 1 1 番地 1

〈電話番号〉 024-994-0888

〈インターネット〉 URL <http://www.ohta-fukushi.or.jp>

〈定款の目的に定めた事業〉

- (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- (2) 短期入所生活介護事業
- (3) 地域支援・介護予防支援事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 訪問介護事業
- (6) 通所介護事業
- (7) ケアハウス事業
- (8) その他これに付随する事業

〈施設・事業所〉

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） | 2カ所 |
| (2) 短期入所生活介護事業所 | 2カ所 |
| (3) 地域包括支援センター | 1カ所 |
| (4) 居宅介護支援事業所 | 1カ所 |
| (5) 訪問介護事業所 | 1カ所 |
| (6) 通所介護事業所 | 3カ所 |
| (7) ケアハウス | 1カ所 |

平成 年 月 日

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

〈事業者〉所在地 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢1番地30
名称 社会福祉法人 太田福祉記念会
特別養護老人ホームあたまホーム
(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設)

代表者名 園 長 山 崎 雅 人 印

〈説明者〉職氏名 副主任生活相談員 有 馬 明 美 印

私は契約書及び本書面により、事業者からユニット型地域密着型介護老人福祉施設について、重要事項の説明を受けました。

〈利用申込者〉 氏 名 _____ 印

〈家族・代理人〉 氏 名 _____ 印

